

# 枚方市立長尾西中学校 PTA 規約

昭和61年5月10日制定

## 第一章 総 則

### 第1条 (名称と事務局)

本会は、枚方市立長尾西中学校 PTA と呼び、所在地は枚方市長尾谷町1丁目73-1におきます。

設立年月日 昭和61年5月10日

### 第2条 (目的)

本会は、保護者と教師が協力し、家庭、学校及び地域社会における生徒の福祉の増進と人格形成を図り、健全な学校生活を営ませると共に会員相互の親睦と研修を図ることを目的とします。

### 第3条 (方針)

本会は、次の各項を守り活動します。

- (1) 特定の政党や宗派にかたよらない。
- (2) 営利的な行為を行わない。
- (3) 目的を同じくする団体及び機関と協力する。
- (4) 学校教育の管理や人事に干渉しない。

第4条 本会は、枚方市 PTA 協議会、大阪府 PTA 協議会、日本 PTA 協議会に加盟します。

## 第二章 会 員

第5条 本会の会員は、次のとおりとします。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。

第6条 会員は、すべての平等の権利と義務を有します。

## 第三章 経 理

第7条 会員は、会費 1家庭 月額250円とします。

第8条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てます。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第四章 役員

第10条 本会の役員は、次のとおりとします。

- (1) 会長 1名 保護者から選びます。
- (2) 副会長 2名以上 保護者から選びます。
- (3) 書記 2名 教職員から1名、及び保護者から1名選びます。
- (4) 会計 1名 教職員又は保護者から選びます。

第11条 役員の任期は1年とし、再選は妨げません。

第12条 役員は次の職務を行います。

- (1) 会長は本会の代表であり、会務を執行し、総会を招集します。又は会長は各委員長を委嘱します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行します。副会長の1名は企画運営委員会の長を兼務し、企画運営委員会の議事進行をはかるとともに、各委員会活動が行われるように連絡、調整に努めます。
- (3) 書記は本会の庶務を担当し、総会及び企画運営委員会の議事を記録し、関係書類を保管します。
- (4) 会計は本会の会計事務を担当します。

## 第五章 会計監査委員

第13条 (1) 本会の会計を監査するために2名の監査委員をおきます。

- (2) 委員は別に定める選出規定により選出し、その任期を1年とする。但し、再任は妨げません。
- (3) 会計監査委員は他の役員、委員を兼ねることはできません。

第14条 会計監査委員は、1年2回会計の報告をうけてこれを監査し、その結果を会員に報告します。

## 第六章 総会

第15条 総会は、本会の最高決議機関とします。

第16条 総会の成立は、会員の5分の1（委任状を含む）以上とし、

出席会員の過半数の同意を必要とします。

第17条 総会は会長が招集し年2回開く。但し、会長が必要と認めたとき、又は全会員の5分の1以上の要求があったとき随時総会を開きます。

第18条 総会で決定される主な事項は次の通りとし、原則として議案書は総会の1週間前までに配布します。

- (1) 役員及び会計監査員の選出。
- (2) 予算及び活動計画。
- (3) 会務及び決算報告。
- (4) 規約及び細則の改正。
- (5) その他重要な事項。

## 第七章 委員会及び特別委員会

第19条 企画運営委員会

- (1) 企画運営委員会は会長の承諾を得て、企画運営委員長が召集します。
- (2) 企画運営委員長は各委員会によって立案された活動計画、予算を審議検討します。
- (3) 総会に提出する議案を審議、決定します。
- (4) 必要ある時は、特別委員会を設けます。

第20条 企画運営委員会の構成は、次の通りとします。

- (1) 役員
- (2) 学年委員長
- (3) 各専門委員長
- (4) 校長、教頭

第21条

- 1、企画運営委員会は毎月1回定例会を開催する。但し、8月は原則として除きます。
- 2、企画運営委員会の決議は、出席者の過半数をもって成立します。
- 3、各委員長不在の時は、副委員長が代行します。

第22条 (学年委員会)

- 1、学級委員は、当該学級生徒が充実した学校生活が行われるように教職員と保護者との連絡、接触に努めると共に学年の諸運営に協力します。
- 2、学年委員会は、学年の問題や学級相互の連絡、調整に努め、

生徒の健全な育成に寄与します。

- 3、委員会は、必要に応じ、学級委員総会を行う。総会は、全学年共通の課題を審議すると共に委員の研修を行います。
- 4、学年委員会は、会員、委員、学校との協力で美化に努め、情操教育の手助けをします。
- 5、学年委員会は、他の専門委員会との連絡調整に努めます。

#### 第23条（専門委員会）

専門委員会は、次の2つを常設します。

- 1、広報委員会 機関紙の発行、その他の広報活動に努めます。
- 2、生活指導委員会 生徒の家庭、地域における安全確保の為に地域の整備を行うと共に生活指導にあたります。

#### 第24条（特別委員会）

特別委員会は、必要に応じ設けられ、企画運営委員会の付記動議を審議執行し、任務の終了と共に解散します。

又、本会は企画運営委員会が推薦する若干名により構成します。

## 第八章 改正

#### 第25条（改正）

規約及び細則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができません。但し、総会の通知の際、修正事項を通知しなければなりません。

この規約は令和6年2月19日から施行します。

# 枚方市立長尾西中学校 PTA 細則

第1条 本細則は、規約第10条及び、第13条による役員並びに会計監査委員選出の方法を定めるものとします。

第2条 (役員・会計監査委員)

役員・会計監査委員の選出は次の通りとします。

- 1、 役員・会計監査委員の候補が定数を超える時は、総会において無記名投票により選出します。
- 2、 役員・会計監査委員の候補者は次の通りとします。
  - (1) 自ら立候補した者。
  - (2) 指名委員会において推薦された者。
  - (3) その他会員から推薦された者。但し、(2)、(3)の場合は本人の承諾が必要です。

第3条 (選挙管理委員会)

- 1、 選挙管理委員会は、第1回予算総会開催後の、出来る限り早い時期(第1学期末若しくは第2学期早々)を目処に、選挙準備に着手し、3名(保護者会員2名・教職員1名)の委員をもって構成し、設置します。
- 2、 選挙管理委員会は、数日間の役員・会計監査委員候補届出期間を公示した後、選挙の10日前までに締め切らなくてはなりません。
- 3、 選挙管理委員会は、選考委員を兼ねる事は出来ません。
- 4、 選挙管理委員会は、選挙がすめば自動的に解散します。

第4条 (選考委員会)

- 1、 選考委員会は、本部役員若干名、教職員2名で構成します。
- 2、 選考委員会の任務は、役員、会計監査委員の候補者を選び、選挙管理委員会に届けます。
- 3、 選考委員会は、企画運営委員会の承諾を得て発足し、役員、会計監査委員候補者を選挙管理委員会に届け出、選挙管理委員会が受理すると同時に解散します。
- 4、 選考委員会は、役員・会計監査委員の候補者がいない場合、抽選による選出のため、抽選時期、抽選方法を提案し、企画委員会の了承を経て抽選を行います。

#### 第5条（学年委員会）

- 1、学年委員会は、学級単位に選出された各2名の委員によって構成します。
- 2、学級委員は、学年毎に学年委員会を構成し、委員長、副委員長を各1名互選します。
- 3、学年委員会は、書記、会計をおくことができます。また、各クラスの学年委員は、生徒の転校や委員の健康上その他の事由に備えて事前に補欠若干名を選出します。

#### 第6条（専門委員会）

- 1、専門委員会は、学級単位に選出された若干名の委員と教職員若干名によって構成します。
- 2、各専門委員長及び副委員長は委員の中から互選します。
- 3、各専門委員会は、書記、会計をおくことができます。
- 4、生活指導委員会については、何年かに一度回ってくる枚方市PTA協議会生活指導委員長を務めた委員は、今後のPTA役員及び委員に就任することが免除されます。

第7条 前年度役員は、新役員が就任する迄、その会務を行います

第8条 役員及び会計監査委員候補の数が定数を超えないときは、投票を省略することができます。

#### 第9条（非常変災時について）

非常変災があり、PTA活動に制約が出た場合は、状況に合わせた委員編成を行う。

## 枚方市立長尾西中学校 P T A 慶弔規定

本会の慶弔等に関する事項は、本規定を適用する

項目	一般会員（生徒の保護者）	本校教職員等の会員
慶 事	卒業生に卒業記念品	会員の結婚祝い 5,000 円
弔 事	会員・生徒の時 香料 5,000 円 供花（10,000 円程度） 弔旗の掲揚	会員、配偶者、同居の一親等の時 香料 5,000 円 供花（10,000 円程度） 弔旗の掲揚
見舞い（火災）	現に会員の居住する住宅のとき 一律 5,000 円	同左

\*弔旗の掲揚

：但し、遠方等で弔旗が掲揚できない場合には弔電を打つものとします。

この規定したほか、特に支給する場合には、企画運営委員会にて審議し決定する。但し、緊急を要する場合には、会長・副会長が協議しこれを決定支給し、企画運営委員会に報告する。